

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月28日（平成30年（行個）諮問第148号）

答申日：平成30年12月10日（平成30年度（行個）答申第147号）

事件名：本人が特定課に提出した「特定日付け行政不服審査請求書」に受付印の押印がされたもの等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる1及び2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月30日付け厚生労働省発総0530第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

（前略）

平成29年特定月日A付け行政不服審査請求書（以下「当該対象文書」という。）の存否が不明であるにも係らず、開示請求の別紙のとおり、当該対象文書の返却は審査請求人は受け取っていない事実である。審査請求人が、社会保障担当参事官室総務係に確認したが、大臣官房総務課総務係担当職員の説明は、審査請求人に全て返却したという虚偽を含んでいる。

当該対象文書に対し、審査請求書記載の経緯で、大臣官房総務課総務係、大臣官房総務課情報公開文書室の担当職員が極めて不適正な対応の繰り返しは違法で、文書不存在の隠ぺいであると言わざるを得ない。

（後略）

（2）意見書

（前略）

処分庁は取得していないとされているが、審査請求人には平成29年

特定月日 A 付け当該対象文書を提出した，平成 29 年特定月日 A 受付されたゆうパックの依頼主控えとお届け通知葉書の証拠がある。当該書類は日本郵便株式会社の証拠で確実に処分庁に届けられている。証拠の提出は認められてよい事実であるにも係らず，なぜ，取得していないとされているのか矛盾している。

(後略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者(以下，第 3 において「請求者」という。)は，平成 30 年 4 月 20 日付けで，処分庁に対して，法 13 条 1 項の規定に基づき，「(2) 私開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成 29 年特定月日 A 付け行政不服審査請求書を請求(別紙添付)し，審査請求書に受付印の押印がされたもの。(3) 大臣官房総務課の行政不服審査請求に係る文書受付簿で，私開示請求人が平成 29 年特定月日 A 付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている箇所のみ開示。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が平成 30 年 5 月 30 日付け厚生労働省発総 0530 第 1 号により不開示決定(原処分)を行ったところ，請求者はこれを不服として，同年 7 月 4 日付け(同月 6 日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，法 18 条 2 項の規定により不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

本件開示請求を受け，大臣官房総務課情報公開文書室において，厚生労働省内の全部局に対し本件対象保有個人情報記載された文書の有無を照会したところ，いずれの部局からも当該文書はない旨の回答を得ており，当該文書は作成・取得しておらず，保有していないことを確認したため，原処分は妥当と考えられる。

(2) 請求者の主張について

請求者は，審査請求の理由として，「当該対象文書の存否が不明であるにも係らず，開示請求の別紙のとおり，当該対象文書の返却は審査請求人は受け取っていない事実である。審査請求人が，社会保障担当参事官室総務係に確認したが，大臣官房総務課総務係担当職員の説明は，審査請求人に全て返却したという虚偽を含んでいる。当該対象文書に対し，審査請求書記載の経緯で，大臣官房総務課総務係，大臣官房総務課情報公開文書室の担当職員が極めて不適正な対応の繰り返しは違法で，文書

不存在の隠ぺいであると言わざるを得ない。」旨主張する。

しかしながら、処分庁においては、上記（１）で述べたとおり、当該文書は作成・取得しておらず、保有していないため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年8月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月1日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年11月15日 | 審議 |
| ⑤ | 同年12月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

なお、諮問庁からの別件諮問事件（平成30年（行個）諮問第173号）において、審査請求人は、別紙2に掲げる1及び2に記録された保有個人情報の開示を求めていることが確認できることから、本件開示請求の趣旨は、厚生労働省大臣官房総務課が保有する、平成29年特定月日A付け行政不服審査請求書に押印されたもの及び同課の文書受付簿に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めているものと解される。

処分庁は、本件対象保有個人情報を作成、取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、理由説明書（上記第3の3（1））のとおり説明する。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が厚生労働省大臣官房総務課宛てに送付したとする当該対象文書については、平成29年特定月日Bに、同課において受領し、担当職員が、当該文書の内容を確認したところ、医政局で対応すべき文書であると判断したことから、同課公文班を通じて、同日中に医政局の文書受付窓口である同局総務課書記室へ転送している。

なお、当該対象文書は、ゆうパックにて送付されており、大臣官房総務課では、その送付伝票の写しを保有しており、その写しには、当該対象文書を同局へ転送した旨のメモが記されている。

イ したがって、大臣官房総務課では、当該対象文書を厚生労働省において初めに受領しているものの、文書の受付、受付印の押印及び文書受付簿への記入は行っておらず、本件対象保有個人情報を作成も保有もしていないことから、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 諮問庁から、上記(2)アの大臣官房総務課において保有するゆうパックの送付伝票の写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、諮問庁の説明のとおりであると認められる。また、上記の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる事情も存しないことから、諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

したがって、厚生労働省(大臣官房総務課)において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

- 1 私開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成29年特定月日A付け行政不服審査請求書を請求（別紙添付）し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。
- 2 大臣官房総務課の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、私開示請求人が平成29年特定月日A付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている箇所のみ開示。

別紙 2

- 1 開示請求人が厚生労働省に平成 29 年特定月日 A 付け行政不服審査請求書を請求し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。
- 2 厚生労働省の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、開示請求人が平成 29 年特定月日 A 付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている箇所の一部のみの開示。